

## 助成手続き方法について

### ◎60歳以上65歳未満の方

身体障害者手帳又は主治医意見書（診断書）を持って、健康増進課又は各行政局住民福祉課までお越しください。

助成対象者であることが確認でき次第、依頼券及び予診票を発行します。発行後、実施医療機関で予約の上、接種を受けてください。

### ◎生後6か月以上60歳未満の方（任意接種）

※生後6か月以上60歳未満の方は助成対象認定申請が必要となり、償還払いでの対応となります。

#### ①助成認定申請

身体障害者手帳又は主治医意見書（診断書）と、申請者の印鑑を持って、健康増進課又は各行政局住民福祉課までお越しください。

#### ②助成決定

助成が決定した場合、健康増進課から認定通知書と償還払いに必要な書類を送付します。

#### ③実施医療機関で接種

実施医療機関で予約の上、接種を受けてください。助成については後日償還払いでの対応となるため、医療機関への接種費用の支払いは全額自己負担となります。

#### ④償還払いの手続き

接種後、必須書類を添えて健康増進課へ助成金交付申請書兼請求書を提出してください。